

## 非会員による学術大会発表ならびに論文発表に関する細則

令和2年6月25日 制定

- 第1条 一般社団法人日本顎顔面補綴学会（以下「本会」という。）の非会員による本会学術大会発表（共同演者のみ）ならびに論文発表（共著のみ）を認める。ただし、第2条および第3条の要件を満たすものとする。
- 第2条 本会事務局に所定の手続きを行い、発表1件につき5,000円の登録料を本会に納めなければならない。
- 第3条 学術大会発表は学術大会長が認めた場合、論文発表は編集委員会が認めた場合に限る。
- 第4条 論文発表に限り、編集委員会が認めた場合は第2条の要件を省略することができる。
- 第5条 この細則の改廃は、会則検討委員会で協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。